



帯広市空き家対策  
キャラクター「アキヤギ」

# 空き家が地域の 問題になる前に 空き家の解体・改修・維持管理

空き家は全国的に年々増加し、市内でも老朽化した危険な空き家や、管理されていない空き家があります。空き家の発生抑制や、危険な空き家を解消するために補助金を活用しませんか。

問い合わせ 建築開発課（市庁舎6階、☎65・4179）

市では、空き家の適正管理と発生抑制を図るため、空き家に関する各種補助を行っています。

申請書や手続きの案内は、建築開発課で配布しているほか、ホームページに掲載しています。  
**募集期間** 先着順で受け付け、各補助金の募集件数に達するまで（令和3年3月15日（月）までに、完了実績報告書などの提出が必要）

## 帯広市特定空家解体補助金

生活環境の保全を図るため、住宅性能が著しく低下している特定空家等※1（不良住宅※2）を除去する場合に、除却費用の一部を補助します。

**補助額** 対象工事費用の80%（上限額は50万円）を補助  
**募集件数** 10件

**対象者** 次の条件をすべて満たす人  
① 市内に所在する空家等の所有者  
② 市区町村住民税を滞納していない（納税状況により対象となる場合がある）

③ 申請者の所得が220万円以下（書面確認できる最新のもの）

④ 暴力団員ではない

⑤ 過去に帯広市特定空家解体補助金の交付を受けていない

**対象住宅** 次の条件をすべて満たす住宅

① 市内に所在する特定空家等

② 市による事前調査で、住宅地区改良法に基づく「不良住宅」と判定された住宅

③ 所有権以外の権利が設定されていない住宅

④ 補助を受ける目的で故意に破損させた住宅でないこと

⑤ この制度以外の建築物の除却に関する補助を受けていない住宅



特定空家等の例

**申請方法** 事前調査を行うため、事前調査申請書に必要書類を添えて、建築開発課へ提出してください。

事前調査で該当すると判断された住宅は、交付申請が可能です。



解体補助金  
改修補助金

## 帯広市空家改修補助金

空き家の利活用の促進や、快適な住環境の充実を図るため、条件を満たす空き家を、居住用に購入した人に対し、改修工事にかかる費用の一部を補助します。

**補助額** 対象工事費用の30%（上限額は30万円）を補助  
**募集件数** 2件

**対象者** 次の条件をすべて満たす人

① 北海道空き家情報バンクに登録された市内の空き家を購入および所有し、自らが居住または居住予定

② 市区町村住民税を滞納していない（納税状況により対象となる場合がある）

③ 世帯の総所得額が550万円以下（書面確認できる最新のもの）

④ 暴力団員ではない

⑤ 過去に帯広市空家改修補助金の交付を受けていない

⑥ 3親等以内の親族または、これと同等と認められる者から空き家を購入していない

**対象住宅** 次の条件をすべて満たす住宅

① 市内に所在する専用住宅または併用住宅（併用住宅の場合は、主に居住用に使用する部分が2分の1以上のものに限る）

② 北海道空き家情報バンクに登録された物件

③ 売買契約を締結した日から起算して1年を経過していない

④ 昭和56年5月31日以前に着工した住宅は、耐震基準を満たしているか、補助金実績報告時点での耐震基準を満たすための耐震改修工事が完了していること

⑤ 所有者などが補助金の交付を受けてから、3親等以内の親族または、これと同等と認められる者に売却または賃貸しない

⑥ 別荘ではない

⑦ 補助金交付決定日に補助金の対象となる改修に着手していない

**対象改修** 建築物の耐久性の向上、長寿命化、省エネルギー化またはユニバーサルデザイン化のための改修工事

**申請方法** 申請書に必要書類を添えて、工事着手前に建築開発課へ提出してください。

## 空き家の定期的な点検を行いましょう！

空き家の所有者などは、法律により適切な管理を行う責任があります。相続などで空き家を管理することになった場合は、積極的に点検してください。

### ●管理者になったらまず行うこと

- ① ご近所に挨拶する
- ② 火災保険に入る
- ③ 不審者の侵入を予防する  
（ご近所への声掛けは、不法侵入や不法投棄の回避につながります）

### ●月に1回程度の定期的な点検

大雨や地震の後は、雨漏りや水漏れ、建物の傷みがないか確認する。

### ●半年に1回はじっくりと点検

半年に1回は、定期点検に加えて、家の基礎や壁などをチェックする。（雨漏りは早めに対処する。バルコニーやアンテナなど、家の外回りにあるものは、支持金具が腐食していないかなども確認する）

## 空き家を放置すると、さまざまなリスクが生じます！

空き家の放置は、建物の劣化だけでなく、下記のようなトラブルに発展するリスクがあります。一軒だけの問題と思わずに定期的に手入れを行いましょう。

### ■リスク1 建物の劣化

手入れをしない家は傷みが早く、隣近所、地域一帯にも大きな影響を与えます。



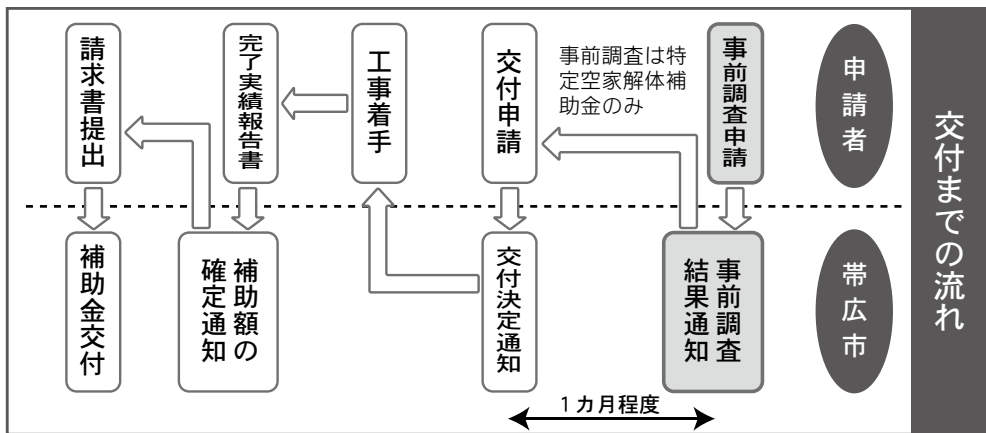
### ■リスク2 事故・二次災害を誘発

- ・ 強風などによって屋根や外壁材などが落下・飛散する
- ・ 積雪によって倒壊事故が起こる
- ・ 放火などによって火災が起こるなどの事故・二次災害を誘発する

### ■リスク3 損害賠償の支払いに発展する

火災による隣接家屋の全焼・死亡事故、倒壊による隣接家屋の全壊・死亡事故、外壁材などの落下による死亡事故などにより、損害賠償を負担しなければならなくなる可能性があります。

- 空き家点検チェックリスト
- 屋根・軒裏・外壁・床などの浮きや剥がれを確認
  - 部屋の換気（窓や収納扉を1時間開け、換気扇を運転）
  - 玄関や窓の立て付けの異常がないか確認
  - ポストの中身の整理 □ 雨漏り、かびがないか確認
  - 給水・排水の不具合（詰まりや臭い）の確認
  - 室内、玄関周り、敷地内の簡単な掃除
  - 蛇口の防臭・防虫（蛇口を1分間開き、水を流す）
  - 庭の草刈りや庭木の手入れ
  - 冬場の除雪（屋根からの落雪で近隣に迷惑をかけない）



※1 特定空家等 「そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となる恐れのある状態」などがあると市が判断し、認定した空家等  
 ※2 不良住宅 住宅の構造または設備が著しく不良であるため、居住用に使用することが著しく不適当なもの